

# 法律家とソーシャルワーカーの交流勉強会

## 第6回 成年後見制度 どうして？どうする？

成年後見制度の申立件数は、毎年3万人を超えています。そのなかで、第三者後見が70%を占めています。認知症高齢者・障がい者支援、病院からの地域移行、虐待や権利侵害がある事例など実践の場で成年後見制度利用を支援したり、受任したりする場面が増加しています。

今回は、成年後見制度の課題をテーマに、日常の業務で感じる様々な疑問や悩み、とまどいを共有し、問題点を明らかにしていきます。そして、本人の権利擁護をどのように実践していくか、あるべき成年後見制度について共に考えましょう。

- 第1部 受任者の立場から2名（弁護士、精神保健福祉士）  
支援者の立場から2名（医療ソーシャルワーカー、社会福祉士）  
それぞれ実践報告・話題提供いたします。
- 第2部 グループに分かれて法律家と福祉専門職が意見交換し、考えを深めます。

※おことわり：具体的な事例を扱う場合があるため、参加は主催協会・団体会員および法律家、ソーシャルワーカーに限らせていただきます。

### 記

日時：2019年2月16日（土） 13時～16時半（12時半より受付開始）

場所：大阪弁護士会館2階201・202（大阪市北区西天満1丁目12-5 アクセスは下図）

申込期間：2019年1月15日（火）～2月7日（木）まで（期間厳守）

申込方法：大阪医療ソーシャルワーカー協会のホームページ（[www.omsw.jp](http://www.omsw.jp)）へアクセスし、「新着情報」→「SLの会第6回交流勉強会」の申込フォームよりお申し込みください。

定員：130名（受付期間内 応募者多数の場合調整あり）

参加費：無料

参加者への連絡：定員超過で参加をお断りする場合のみ、ご連絡します。

連絡がなければ直接、会場へおこしください。

懇親会：交流会終了後、会場周辺にて開催予定です。参加費4,000円程度。詳細は当日。

### ★一時保育サービスを実施します（要予約・無料）

[対象] 原則、首がすわっている乳児～未就学児

[時間] 行事開始15分前から終了15分後まで

※一時保育を希望される方は、1月31日（木）までに大阪弁護士会委員会部人権課吉原までお電話（06-6364-1227）ください。

申込書を送付します。申込書の提出をもって申込が完了します。申込人数により、お断りさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

主催：大阪弁護士会 大阪医療ソーシャルワーカー協会  
大阪精神保健福祉士協会 大阪社会福祉士会



会場アクセス